

実現しよう！最低賃金1000円・全国最賃制度 賃金の底上げで景気回復を！

2013年度最低賃金闘争ニュース No.5

大阪労連:大阪市北区錦町2-2 TEL 06-6353-6421

2013年5月30日

最賃審議会委員任命の説明求める

5月28日、大阪地方最低賃金審議会の第43期委員任命について、大阪労連として大阪労働局に説明を求め、労働者委員立候補者6名を含め、25名が参加しました。

冒頭、川辺議長が大阪最低賃金審議会委員の偏向任命に対する不服審査請求書を提出し、「今回大阪労連から6名が立候補したが、全員任命されなかった。特定の組織のみが任命されていることに憤りを感じている。総合的判断だけでは納得できない。」と今回の任命についての説明を求めました。

大阪労働局賃金課小松敏和課長は、「総合的判断の要素として、組合員の組織率、産業構成、これまでの経過がある。選任基準を示すように言われるが、数字などで基準を判断する内容のものではない。いろんな要素を総合的に判断したとしかいえない。」と説明しました。しかし、さらに説明を求めると判断要素が根底から崩れる実態に、参加者から怒りの声が上がりました。内容は、以下の通りです。



選任理由は、組合の役職？ それは偏向任命でしょ!!

連合大阪副事務局長の推薦団体は、地方ユニオン。地方ユニオンの組合員数は、1000人ほど、組合員数でいうとなぜ大阪労連から選ばれないのかと追及すると、「連合大阪の副事務局長で選んでる。」と回答した労働局。役職で選ぶのなら、判断要素とした組織率は成り立ちません。

同じ組織から2人も選任！ それも偏ってるでしょ!!

イズミヤ労働組合とUAゼンセンが任命されています。イズミヤ労働組合はUAゼンセンに加盟しているので、同じ単産です。また、上記の地方ユニオンも全国ユニオン大阪地方連合会と同じ組織です。なぜ同じ組織から2名も任命されて、大阪労連からは、1名も任命されないのかと厳しく追及しましたが、明確な答えはありませんでした。



偏った任命を続ける労働局の姿勢はひどいものです。偏向任命を許さず、ますます重要性を増す最低賃金を大幅に引き上げていくため、署名に宣伝に取り組んでいきましょう。

大阪労働局最低賃金交渉

日時:6月18日(火)15:30~(集合 15:15 合庁2号館1階ロビー)

場所:大阪合同庁舎2号館9階共用B会議室

終了後、天満橋で最賃宣伝を行います。こちらにも参加おねがいしま